

(事業の実施主体)

第4条 対象事業の実施主体は第3条(1)ウ及びエ(移転後の所在地が政令(中核市以外)、(2)ア(ア)及び(3)(広域型施設(定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、養護老人ホーム、介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの))に限る)に掲げる事業については社会福祉法人等民間事業者、その他の事業については、市町村とする。

なお、市町村は県から交付された補助金の全部又は一部を財源として、施設等を整備する事業等を実施する事業者に対し、補助金の交付を行うことができるものとする。

(交付の対象外事業等)

第5条 この補助金は、第3条の規定に関わらず次に掲げる事業等は、補助の対象としないものとする。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護職員の宿舍施設整備事業

ア 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

イ 職員宿舍(介護職員の宿舍施設整備事業を除く)、車庫及び倉庫の建設にかかる費用

ウ 地域密着型サービス等整備助成事業にあつては、令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等を対象とする事業

エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業にあつては、令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等を対象とする事業

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

ア 保証金として授受される一時金である場合

イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合

ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合

(4) 災害レッドゾーンにおいて新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等は交付の対象とすることができる。

(5) 災害イエローゾーンにおいて新規整備する介護施設等を対象とする事業。ただし、以下に掲げる場合は交付の対象とすることができる。

ア 防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等

イ 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当する場合

ウ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当する場合

- a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
 - b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
 - c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
 - d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。
- (6) その他、既に実施している事業、他の公費負担又は補助制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業、及び「愛知県介護施設等整備事業」として適当と認められない事業。

(交付額の算定方法)

第6条 地域密着型サービス等整備等助成事業については別表1の、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業については別表2の、既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業については別表4の、民有地マッチング支援事業については別表5の、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業については別表6のそれぞれ第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た交付基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付額とする。

定期借地権設定のための一時金の支援事業及び介護職員の宿舍施設整備事業については別表3及び7の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基準により算出した額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業においては、市町村補助額が上記交付額を下回る場合は、市町村補助額を交付額とする。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、別に指示する期日までに様式第1により、行うものとする。